

憲法をまもる旺盛な活動さ

ぎそう ねつそう あべしんそう

は認めない

2017年7月「核兵器禁止条約」が国連で採択(122カ国)されました。また、今年4月の「板門店宣言」では朝鮮半島での非核化の合意があり、6月には「史上初の米朝首脳会談」が実現しました。

世界の流れは大きく平和の方向に前進している一方で日本政府は、「核兵器禁止条約」の採択には欠席、「北の脅威」を煽りながら陸上イージスの配備と運用に4664億円ものお金をかけてアメリカいいなりで購入しようとしています。防衛費の来年度概算要求も過去最高の5.4兆円で軍拡路線を推進です。

今こそ憲法第9条の精神で平和を追求する先頭に立つことが日本の果たす役割ではないでしょうか。

そのために私たちは、・・・(次ページ以降をお読みください)。



成城・祖師谷地域九条の会

連絡先

道家 03-3484-6655 根岸 090-9380-7015 宇田川 03-3416-0341

「成城・祖師谷九条の会」では

この1年間(2017年9月から)次の取り組みを行っています。

I. 安倍九条改憲 NO! 憲法を生かす全国統一署名の活動

- ・駅頭での署名活動は、成城学園前駅と祖師谷大蔵駅で計7回実施。
- ・訪問による署名活動は、祖師谷団地で計6回実施。
- ・署名活動に参加しての感想

私たちが訪問型の署名活動を始めたのは、4月7日に開かれた「3000万署名達成〜9条の会集会」に参加したことがきっかけでした。奥多摩地方からは、険しい山道に沿って点在する集落を、一軒一軒尋ねて署名を訴えていることが報告されました。

都会で活動する私たちには、容易に想像できない状況です。駅に立って署名を集めるだけでなく、積極的に働きかけるタイプの活動を我々もやってみようとなりました。実際に始めてみると、祖師谷団地の階段は山道に匹敵する厳しさでした。

一昨年の戦争法廃止署名と比べると、改憲側の日本会議の戦略『現に存在する自衛隊を憲法に書き込むだけ』が、それなりに一部浸透しているのではないかと感じました(A男さん)。

- ・現在、私たちの会では合計990筆の署名を集めています。

<全国市民アクションからの訴え>

「9月8日は、「安倍九条改憲NO! 全国統一署名」のキックオフから1年にあたります。また、9月15日は、「戦争法」(安保法制)の強行成立から3年になります。そこで、9月1日(土)〜9日(日)を「全国一斉署名行動週間」とし、各地のみなさんがそれぞれの実情に合った取り組みで呼応していただくよう呼びかけます」(2018.7.22)。

II. だれデモどこからデモ

2017年6月から毎月1回（第1土曜日）、成城と祖師谷の街でピースデモを実施しています。1 km余りの行進で地域から憲法を守れ、生かせなどの声を上げています。



<私たちのアピール！！>

私たちは「成城祖師谷9条の会」のデモ行進です。

私たちの思いをアピールし、街の皆さんと一緒に考えていきたいと思ひます。

- みなさん、安倍首相は昨年5月3日の憲法記念日に、「憲法9条に自衛隊を明記」して2020年に改定・施行すると表明しました。これを基本方針として、悲願の9条改憲を狙っています。
- 「憲法9条に明記する自衛隊」は、もはや専守防衛の自衛隊、国内の災害救助で活躍する自衛隊ではありません。
- 2015年に強行採決された安保法制によって、「海外で戦争できる国づくり」への道が拓かれました。その歯止めとなっている憲法9条を変えてしまっはなりません。
- 憲法9条に自衛隊を明記すると、9条全体として法解釈上の矛盾が生じます。法律の考え方では、後からできた条文が優先され、「戦力もたない、交戦権みとめない」とする9条2項は空文化されます。そして、時をみて2項を条文から抹消の改憲をするでしょう。
- 戦後70年を超え、世界に広く支持されてきた日本の平和国家ブランドを、いとも安易に捨て去ってはなりません。それが私たちの思ひです。

III. 「日米合同委員会の研究」の勉強会

2018年3月17日(土)、13:30~16:30、成城ホール集会室で行いました。参加者は、当会で実施した勉強会では最高の57人で、幅広い世代からの参加がありました。

講師 吉田敏浩 氏(ジャーナリスト)

主著『日米合同委員会の研究』(第60回日本ジャーナリスト会議賞受賞)
『森の回廊』(第27回大宅壮一ノンフィクション賞受賞)

<講演内容から知った驚きの事実のいくつか>

- ①米軍機墜落事故、騒音訴訟などの問題に見られるように米国の活動に対し、日本の行政権も司法権も及ばない実態がある。
- ②日米地位協定が、米軍の特権を認めている。
 - 基地の場所限定なし、米軍の出入国自由、軍人の公務中1次裁判権は米軍など。
 - トランプ大統領は、横田に降りて麻布のヘリポートから都心へ行っている。
- ③米軍優位の地位協定の構造をより強固にする裏の仕組みが日米合同委員会の合意。
 - 合同委員会(地位協定第25条で設置をうたっている)は、日本の高級官僚と高級軍人で構成(本会議)、文官対軍人の組み合わせは、国際協議ではありえない。
 - 本会議の下に、分科委員会、部会があつてさまざまな問題を協議、合意された事項が本会議に提出、承認される。
- ④密室協議と議事録や合意文書の非公開、情報隠蔽
本会議は毎月木曜日、外務省とニューサンノー米軍センターで実施。原則非公開。
- ⑤米軍に特権を認める日米合同委員会の密約
わかっているだけでも10件、「裁判権放棄」「身柄引き渡し」「公務証明書」「民事裁判権」「秘密基地」「日本人武装警備員」「航空管制委任」「富士演習優先使用」「嘉手納ラプコン移管」の各密約がある。
- ⑥「安保体系」が「憲法体系」よりも優位に
「安保条約——地位協定——安保特例法・特別法」と「憲法——一般の法律——命令(政令など)」の法体系があることを長谷川正安氏が指摘。

今、こんなことが起きています。

☆ 安倍政権の憲法を無視した施策や発言が罷り通っています。

- ↳2006年教育基本法改訂
- ↳2013年「特定秘密保護法」
- ↳2014年「武器輸出3原則」の緩和
- ↳2015年「日米防衛協力指針」＝ガイドライン
- ↳2016年「安全保障関連法制＝戦争法」
- ↳2017年「共謀罪」

そして、「モリカケ」問題、「持続不可能なアベノミクス政策」、「働き方改革」などなど。



☆ 一方で地方自治体に「憲法アレルギー」が発症、

また全国的に自治体が「政治的」中立性を強調

例えば

- ◆ 俳句 <梅雨空に『9条守れ』の 女性デモ>
「公民館だより」への掲載拒否(さいたま地裁 2017.10.13、東京高裁 2018.5.18)。
- ◆ 2015年7月金沢市で開催された『全国自治体学校』に対して、「政治活動を目的とするもの」として県からの補助金が交付されなかった。
- ◆ 駅前自由通路でのパフォーマンス、海老名市が禁止命令(2016.3)。
市民団体のメンバーらは「アベ政治を許さない」などのプラカードを掲げながらマネキンに扮して静止するパフォーマンスを自由通路上で実施。
- ◆ この成城・祖師谷地域でも

私たち9条の会主催による勉強会案内チラシのタイトル

日本の憲法より上にある

謎の権力構造の正体に迫る — 日米合同委員会の解明 —

が支所地域振興課から「一方的な政治的内容の見出し」との理由で、区広報板への掲示拒否がありました(2018.2)。

豆事典

NPO法とは？

☆ 国民・住民の施策に反対する目的を持ってなされる行為は、

特定非営利活動促進法 (NPO法)

に注目する必要があります。

同法では「政治上の施策」は定義されていません。

- ・ 同法2条「特定非営利活動」の定義、
 - ①「宗教の教義を広め、儀式行政を行い、及び信者を教化育成することが主たる目的とするものでないこと」、
 - ②「政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと」
- ・ 別表(第二条関係)より
人権の擁護又は平和の推進を図る活動

☆ これは、政治上の施策(政策)に対して反対を含め、意見を述べること(政策提言型のNPO団体活動)を保障するためであることは立法過程から明らかです。

【研究者が、政策を「憲法」との関係で評価することは、至極自然なことであり、「安倍内閣の施策(政策)」に批判的に言及することも同様であるからです。研究者が現状の政策を批判的に分析し、研究成果を公表し、講演でその見解を表明することは、奨励されることであっても制限されることではないはずです。また、その研究者の見解を聞いてみようとすることも積極的に評価されるべきです。】

【参考文献】『地方自治体の補助金にみる政治的中立性』

南山大学大学院法務研究科教授・榊原秀訓著 [自治体研究社]



